

SMART ENERGY WEEK 秋 2025

会期: 2025年9月17日[水]~19日[金]
会場: 幕張メッセ
主催: RX Japan株式会社

SMART ENERGY WEEK 関西 2025

会期: 2025年11月19日[水]~21日[金]
会場: インテックス大阪
主催: RX Japan株式会社

SMART ENERGY WEEK 春 2026

会期: 2026年3月17日[火]~19日[木]
会場: 東京国際展示場(東京ビッグサイト)
主催: RX Japan株式会社

展示小間契約書

当社(出展社)は、上記展示会の展示小間を、RX Japan株式会社(主催者)宛に申し込みます。本契約書に当社ならびに主催者の両者が署名することにより、当社と主催者との間に展示小間およびそれに付随する下記項目に関する契約が成立すること、また、本契約2ページ目に記載された展示会規約および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。

契約年月日 年 月 日

会社名(和文) (社印)

同 (英文)

責任者氏名 (印) 所属 役職
所在地 〒 都道府県 市区町村
(都道府県よりご記入ください)

TEL: FAX: E-mail:

Table with 3 columns: [1] SMART ENERGY WEEK 秋 2025, 2025年9月 幕張開催. Includes sections for exhibition booths, booth fees, sponsorship, ExpoMaster fees, and rental decoration.

Table with 3 columns: [2] SMART ENERGY WEEK 関西 2025, 2025年11月 大阪開催. Includes sections for exhibition booths, booth fees, sponsorship, ExpoMaster fees, and rental decoration.

Table with 3 columns: [3] SMART ENERGY WEEK 春 2026, 2026年3月 東京開催. Includes sections for exhibition booths, booth fees, sponsorship, ExpoMaster fees, and rental decoration.

*1 該当しない場合は返金させていただきます。また、該当した場合は追加でご請求させていただきます。
*2 スポンサープランは、広告プランの一部です。詳細は別紙「スポンサー・広告プラン」にてご確認ください。
*3 共同出展社が1社でもある場合、何社でも「共同出展あり」の料金になります。詳細は別紙「ExpoMaster料金表」にてご確認ください。
*4 プレミアムは6社限定。
* 小間位置、小間番号は別途確定のご連絡をいたします。
* 各種広告プランは、別途「各種広告申込書」でお申込みいただけますが、本契約書と一体をなすものとします。
* 展示小間契約をされた場合のみ、スポンサープラン・ExpoMaster・レンタル装飾の申込みを申し受けます。また、出展解約の場合は、スポンサープラン・ExpoMaster・レンタル装飾の申込みも自動的に解約となります。
* 支払方法は、銀行振込だけとなります。口座情報は契約締結時に発行される請求書に記載されます。
* 支払いは請求書に記載の支払期日までに全額を一括で振込となります。振込手数料は支払側の負担となります。
* 小間契約のご解約の場合、[1]は2025年5月16日、[2]は2025年7月18日、[3]は2025年11月16日までは解約部分の消費税込小間料金・スポンサープラン料金・ExpoMaster利用料の40%、その後は全額を解約料として徴収させていただきます。

主催者記入欄
年 月 日 上記の申込みを受理いたしました。
RX Japan株式会社
事務局長:
〒104-0028 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー11階
担当【秋】
担当【関西】
担当【春】
消費税込合計金額 ¥

展 示 会 規 約

出展社 出展社は、主催者が提供する「出展募集パンフレット」等に記載された出展対象製品を展示する会社およびその他の事業体に限定される。主催者は、出展社の展示する製品が出展対象製品に適するか否かを決定する権利を有する。

展示 本展示会で認められる展示の方法は、良識に基づき行うものとする。出展社は、主催者が提供する「出展要項」の規定に従わなければならない。出展社は、主催者が提供する「出展募集パンフレット」等に記載されていない製品を展示することはできない。出展社は、装飾物など、いかなるものも、割り当てられた展示小間の範囲を越えてはならない。また、通路・ラウンジなど、自社展示小間以外での宣伝・勧誘を禁ずる。

設置と撤去 出展社は、主催者が提供する「出展要項」に記載されたスケジュールに基づき、展示小間の設置と撤去を行うものとする。

展示放棄の禁止 出展社は、展示会会期中に主催者の許可を得ることなく展示小間を撤去してはならない。また、展示小間には人員1名以上を常駐させるものとする。

展示要員 主催者は、展示要員の態度および服装が容認し得るものであるかどうかを決定する権利を有する。

資料の配布 出展社は、自社展示小間内で自由にパンフレットや広告用印刷物を配布することができる。ただし、配布物の内容は、出展製品に関するものに限られる。なお、この配布および配布物により生ずる一切の責任は出展社が負うものとし、主催者はその責任を負わないものとする。

展示会公式カタログ／ディレクトリ情報

①**ディレクトリ情報の公表** 出展社は、自社が登録した公開用の出展社および出展製品情報等(以下、ディレクトリ情報)を、主催者が展示会ウェブサイト、展示会公式カタログ、本展および関連業界に係るその他の展示会要覧上に公表することについて、電子媒体、紙媒体その他媒体の種類にかかわらず、これを承認するものとする。

②**ディレクトリ情報の登録** 出展社は、展示会ウェブサイト上に自社のディレクトリ情報を自ら登録しなければならない。出展社は、自社名、ロゴ、アートワーク、その他ウェブサイト上の記載内容が第三者の知的財産権を侵害せず、且つ名誉毀損、誹謗中傷、虚偽・虚構その他違法な内容を含まないことを保証するものとする。出展社は、ディレクトリの内容について主催者の免責に同意し、上記保証に反したことにより主催者が被ったいかなる損害、逸失利益、評判の毀損、要求、費用について、その理由如何にかかわらず、その全額を賠償することに同意する。また、出展社が展示会ウェブサイト上にディレクトリ情報を登録しなかった場合、主催者は出展社に代わって出展社情報を入力することができるものとし、この場合も出展社は主催者にいかなる責任も問わないものとする。

③**ディレクトリ情報の責任** 主催者は、展示会ウェブサイト、展示会公式カタログ、その他の展示会要覧の編集によって生じたあらゆる不作為、誤引用または誤謬について、電子媒体、紙媒体その他媒体の種類如何にかかわらず、いかなる責任も負わないものとする。

求人目的とする展示の禁止 人材募集のための展示およびいかなる種類の活動、求人のための活動は一切禁止される。

安全および消防法規の遵守 出展社は、①本展示会場において、展示会開催前および終了後のブースの設置および撤去作業中は、18歳未満の者を立ち入らせてはならず、また②本展示会場に適用される全ての安全および消防法規を遵守しなければならない。さらに、通路および緊急避難口を人および所有物で塞ぐこと、および、展示小間外に所有物の置き場所を設けることは禁止される。

騒音基準の遵守 音を発生させる場合、出展社は、他の出展社に迷惑にならないよう、主催者が規定する騒音基準を遵守しなければならない。規定された騒音基準を遵守しない場合、主催者は、出展製品、または出展社あるいは代理人を拒否し、排除する権利を有する。

写真・映像・音声 本展示会の写真・映像および音声は撮影・記録し、使用する権利は主催者が有する。出展社は、自社展示小間内を除き、本展示会の写真・映像撮影および音声の録音を希望する場合は主催者の承諾を得なければならない。

展示小間の割当 展示小間の割当は展示小間契約書届出順・展示小間数などに基づき、主催者が決定する。また、主催者は、来場者整理の都合、または展示効果向上のために、小間図面を変更し、それに関して小間を再割当てする権利を有する。

他人の知的財産権を侵害しているか、または他人の製品の型・デザイン等を模倣した製品の展示の禁止 出展社は、①日本もしくは外国における他人の知的財産権、もしくはその商標を侵害しているか、またはそのおそれがある製品および②本展示会の開始前に既にいずれかの国で展示されたか、または商業的に販売されている他人の製品の型・デザイン、その他の外観を模倣もしくはコピーしたか、またはそのおそれのある製品を、本展示会に展示することはできない。主催者は、出展社に対してなら責任を負うことなしに、上記①、または②の範囲に属する製品に該当すると主催者が合理的に判断した製品の全部、または一部を本展示会場から撤去し、これら製品を自らが決めた場所に本展示会が終了するまで出展社の費用で保管する権限ならびに上記製品を展示していると主催者が合理的に判断した出展社およびその従業員・代理人の本展示会場への入場を拒否し、または本展示会場から排除する権限を有するものとする。

広告プランの利用 出展社は、広告プランを申し込み、主催者の承諾を得た場合、広告プランを利用することができる。

契約解除 ①**展示小間の解約** 出展社の展示小間契約の解約は、書面によって行うものとする。契約展示小間全部の解約の場合、主催者は展示会開催初日の4か月前の日前までの解約に対しては展示小間契約書記載の消費税込合計金額の40%、その後の解約に対しては全額を解約料として徴収する。契約展示小間の一部解約の場合、主催者は上記の日までの解約に対しては解約した展示小間についての消費税込小間料金の40%、その後の解約に対しては全額を解約料として徴収する。また、契約展示小間全部の解約の場合に限り、レンタル装飾の申込みおよび出展社による製品・技術PRセミナーおよび広告プランおよび出展社検索サイト掲載またはExpoMasterの申込みも自動的に解約されるものとする。主催者は、徴収した解約料に関係なく、解約された展示小間を自由に再割当てする権利を有する。解約された展示小間が、その後、別の出展社に割当てられた場合でも、また、本契約書による契約が展示会開催初日の4か月前の日後にされた場合でも、出展社は解約料の支払義務を免除されないものとする。

展示会開催初日の2か月前の日後に展示小間全部、または一部を解約した場合、主催者が必要でないとして認めない限り、出展社は「出展要項」に記載されている基礎装飾を行い、展示小間内に人員を1名以上配置しなければならない。

②**レンタル装飾の解約** 出展社がレンタル装飾を解約する場合は、展示会開催初日の1か月前までに解約を主催者に書面にて申し出た時に限り、レンタル装飾の消費税込合計金額の全額が返済される。展示会開催初日の1か月前の日後の解約に対しては、レンタル装飾の消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。また、一部のみの解約の場合も同様とする。

③**出展社による製品・技術PRセミナーの解約** 出展社が出展社による製品・技術PRセミナー

を解約する場合は、展示会開催初日の4か月前までに解約を主催者に書面にて申し出た時に限り、出展社による製品・技術PRセミナーの消費税込合計金額の全額が返済される。展示会開催初日の4か月前の日後の解約に対しては、出展社による製品・技術PRセミナーの消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。また、一部のみの解約の場合も同様とする。

④**広告プランの解約** 出展社が広告プランを解約する場合は、展示会開催初日の4か月前までに解約を主催者に書面にて申し出た時に限り、広告プランの消費税込合計金額の60%が返済される。展示会開催初日の4か月前の日後の解約に対しては、広告プランの消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。また、一部のみの解約の場合も同様とする。

⑤**出展社検索サイト掲載とExpoMasterの解約** 出展社が出展社検索サイト掲載またはExpoMasterを解約する場合は、展示会開催初日の4か月前までに解約を主催者に書面にて申し出た時に限り、出展社検索サイト掲載またはExpoMasterの消費税込合計金額の60%が返済される。展示会開催初日の4か月前の日後の解約に対しては、出展社検索サイト掲載またはExpoMasterの消費税込合計金額の全額を解約料として主催者は徴収する。

転貸、譲渡、下請け等の禁止 出展社は、主催者の事前の書面による許可がない限り、借り受けた展示小間の全部または一部を、他の企業、団体、個人といった第三者に使用させたり、貸与または譲渡してはならないものとする。また、展示の全部または一部を放棄し、第三者に請け負わせたり、遂行させてはならないものとする。

共同出展 契約の当事者となる出展社が、第三者と共同で出展する場合(共同出展)は、事前に主催者に書面にて通知し、主催者の承諾を得なければならない。共同出展を行う出展社は、共同出展する第三者(共同出展社)に対して本契約および本規約と同様の義務を負わせるとともに、共同出展社の一切の行為について主催者に対して責任を負うものとする。

出展の拒否 出展社は、展示が常に主催者が定める本展示会規約に合致するようしなければならない。主催者は、理由の如何にかかわらず、出展製品、または出展社あるいはその代理人を拒否し、排除する権利を有する。理由を明示しない場合といえども、主催者は出展社に対して残余展示日数を基盤として日割計算した展示小間料金の払戻しをする以外には責任を負わないものとする。もし、出展製品または出展社が、本展示会規約の違反により、または他の明確な理由によって排除される場合においては、展示小間料金は返済されないものとする。

入場の拒否 主催者は、出展社および来場者に対し、本展示会における安全確保のため、またはその他の理由により、主催者が必要と認めた場合、入場を拒否する権利を有する。

反社会的勢力の排除 主催者は、出展社が暴力、威力や詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(いわゆる反社会的勢力)に該当する場合、また出展社自らまたは第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、催告なく本契約を解除することができる。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為 ④風説を用いる行為 ⑤その他威力を用いて主催者および他出展社の信用を毀損、または業務妨害をする行為 ⑥その他前各号に準ずる行為

展示会の中止 本展示会が開催される土地建物が入場不適当と主催者が判断した場合は、または本契約書に基づく本展示会の開催または主催者の履行が「不可抗力的原因」で妨害された主催者が判断した場合には、主催者は本契約書に基づく契約または本展示会(またはその一部)を中止することができる。主催者は「不可抗力的原因」によって生じる遅延、損害、損失、費用の増加、その他の不利な事態については責任を負わないものとする。本項でいう「不可抗力的原因」とは、火災、洪水、風雪、疫病、地震、爆発、その他の事故および事件、海岸封鎖、輸出入禁止、悪天候、政府および官公庁、地方公共団体による規制または命令、公敵による行為、暴動または内乱、テロ行為、ストライキ、ロックアウト、ボイコット、その他の労働争議、十分な人員の確保不能、適切な輸送設備の欠乏・損傷または欠陥、さらに、立法の行政的、司法的、または合意的、造作的の如何を問わず、国および地方公共団体等の法律、法令、行政的、規則、命令、通達、決定による必要物資・器材の入手不能、没収、徴収の場合をいう。なお、主催者は「不可抗力的原因」によって、本契約書に基づく契約または本展示会(またはその一部)を中止した場合は、展示小間料金の消費税込合計金額の60%の金額を返済し、残額は返済しないものとする。主催者が「不可抗力的原因」によって本展示会を延期した場合、出展社は、展示小間契約を解約して、展示小間料金の消費税込合計金額の60%の金額の返済を受けるか、延期された展示会に出展するかをいずれかを選択できるものとする。なお、主催者は展示小間料金の消費税込合計金額の60%の金額の返済以外の責任を負わない。レンタル装飾については、「不可抗力的原因」によって、中止が決定した場合、主催者は、レンタル装飾の消費税込合計金額の60%の金額を返済し、残額は返済しないものとする。

秘密保持 出展社は、本展示会への出展に際し、本契約の履行に関して知り得た主催者の営業上、技術上および個人情報(以下、併せて秘密情報)を、本契約の履行以外の目的で使用したり、第三者に開示等してはならない。ただし、以下の情報については、この限りではない。①開示時に公知であったもの、②開示時に既に保有していたもの、③開示後に、自己の責に帰さない事由により公知となるか、第三者から正当に入手したものの、④独自に開発したもの

損害責任 主催者および本展示会に関連して主催者に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人等は、火災、盗難、その他一切の原因によって、出展社、その従業員や出展社に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人、公衆、その他の第三者が受ける事故、または傷害を含む一切の損害に対して責任を負わないものとする。また、主催者は、出展社の所有物の破損、損失、損害に対しては責任を負わないものとする。

出展社は、その従業員や出展社に雇用されている、または提携している一切の会社、団体、個人等の不注意、その他によって生じた本展示会の建築物、または設備に対する損害、その他一切の損害に対して、直ちに賠償するものとする。

さらに、主催者は、展示会招待券、展示会ウェブサイト、展示会場案内図、その他のプロモーション用資料等の中に偶発的に生じた誤字、脱字等に対して責任を負わないものとする。

個人情報の取扱い ①**データ処理** 本契約に基づき、出展社、主催者いずれかの当事者が他方から受領する「個人データ」は「データ処理に関する取り決め」(<https://legal.rxglobal.com/ja-jp/processing-terms.html>)により定義され、これに従い処理されるものとする。

②**目的制限** 出展社が主催者に提供する個人データは、本展示会の開催に当たって、本契約の履行、管理および運営等のために、主催者の関連会社、会場、プラットフォーム、および許可された第三者(下請業者等)に提供される場合がある。主催者は、RXプライバシーポリシー(<https://privacy.rxglobal.com/ja-jp.html>)に基づいて個人データを処理し、出展社やその代表者に対して、本展示会への参加を円滑に進めるために連絡を行うことがある。この連絡には、主催者の本展示会のウェブサイトやプラットフォームへの登録、関連ディレクトリへの掲載、特定のイベント連絡先への紹介やアポイントメントの手配、主催者の類似の製品やサービスのマーケティングが含まれる場合がある。

準拠法 本規約に関する準拠法は日本法とする。

管轄裁判所 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。